共同利用　課題申請　提出書類チェックリスト

以下が申請時にご提出いただく書類一式です。

　利用課題申請書（MS-Wordファイル） １ファイル（５ページ）

　提出書類チェックリスト 　　１ページ

　利用課題実施に際しての留意事項の確認 　　１ページ

　応募・利用同意書　（様式1a2） 　　１ページ

　支払期日申請書（様式1a3） 　　１ページ

　「みなし輸出」管理の明確化に関する申告書　　１ページ

　利用課題申請書（PDF化したファイル） １ファイル

　応募・利用同意書（スキャンPDF） １ファイル

　押印の確認

　利用課題内容（MS-Excelファイル） １ファイル

　利用課題メンバーリスト（MS-Excelファイル） １ファイル

　アカウントが必要なユーザーの身分証のコピー

人数分　各１部

　（継続の場合）前年度の成果報告書が提出済み

**上記書類一式を下記URLより提出してください。**

**https://science-tokyo.app.box.com/f/b2282c8f33f042479f8508e3a2da22fd**

（もしくは、tsubame-kyodo@cii.isct.ac.jp 宛にメール添付にてお送りください。）

東京科学大学 情報基盤センター 共同利用支援室 宛

件名：令和７年度共同利用（学術利用/産業利用）利用課題申請書

**利用課題実施に際しての留意事項の確認**

1. **平和利用について**

申請課題において、安全保障貿易管理に関する法令又は指針等により手続きが定められているものは当該手続きを実施し、当該法令又は指針等に適合する平和利用であるか：

　適合する平和利用である

　適合する平和利用ではない

参考資料：　　　経済産業省「安全保障貿易管理について」

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumei\_anpokanri.pdf

安全保障貿易管理ハンドブック

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf

1. **生命倫理および安全の確保について**

申請課題のうち、生命倫理及び安全の確保に関し、文部科学省「生命倫理・安全に対する取組」他、法令又は指針等により手続きが定められているものは当該手続きを実施し、当該法令又は指針等に適合しているか：

　適合している

　適合しない

参考資料：　　　文部科学省「生命倫理・安全に対する取組」

https://www.mext.go.jp/a\_menu/lifescience/bioethics/mext\_02626.html

1. **人権および利益保護への配慮について**

申請課題において、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発または調査を含む場合には、人権および利益保護への配慮を行っているか：

　配慮を行っている

　配慮を行っていない

1. **外国為替及び外国貿易法(「外為法」)で定められた技術提供に関する要件を満たしているか：**

　要件を満たしている

　要件を満たしていない

参考資料：　　　外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき

許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\_tutatu140814.pdf

1. **「みなし輸出」管理の明確化に関する申告書**

別紙 （様式1a5）「みなし輸出」管理の明確化に関する申告書 を作成、提出してください。

東京科学大学情報基盤センター

　センター長　友石 正彦　殿

住　　　 所 ○○○○○○○○

所属機関名 ○○○○○○○○

代表者職名 ○○○○○○○○

氏名　○○○○○○　代表者印

令和７年度　共同利用　応募・利用同意書　（様式1a2）

当機関に所属する下記の者を責任者とする一群が、令和７年度　共同利用の利用課題募集に対し、下記課題を申請することについては差し支えありません。また、採択された場合に、下記を遵守させることを約束します。下記に反した場合の責は当機関が負うものとします。

* 東京科学大学情報基盤センター計算機システム運用規程および利用細則
* 情報基盤センターが定める共同利用約款および実施規定
* 平和利用のみに限ること
* 人権および利益保護への配慮を行うこと
* 文部科学省｢生命倫理・安全に対する取組｣に適合すること
* 経済産業省｢安全保障貿易管理について｣に適合すること
* 双方の合意の入金日までに計算資源利用料を支払うこと

利用課題名：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

利用期間：令和７年度

利用課題責任者の所属、職名、氏名：

住所　○○○○○○○○○○○○○○○

所属　○○○○○○○○○○○○○○○

職名　○○○○○○○○○○○○○○○

氏名　○○ ○○

以上

参考事項

○押印代表者については利用課題責任者が所属するグループより上位の長で決裁権を持つ方、

大学では学部長以上、研究機関では研究所長もしくはセンター長での押印をお願いします。

産業利用の場合、部長以上であれば課題責任者の方でもかまいません。

○経済産業省「安全保障貿易管理について」

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumei\_anpokanri.pdf

○文部科学省「生命倫理・安全に対する取組」

https://www.mext.go.jp/a\_menu/lifescience/bioethics/mext\_02626.html

東京科学大学情報基盤センター

　センター長　友石 正彦　殿

住　　　所 ○○○○○○○○

所属機関名 ○○○○○○○○

利用課題責任者名 ○○○○○○○○

計算資源利用料　支払期日申請書　（様式1a3）

　令和７年度　共同利用 利用課題「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」の計算資源利用料の支払期日を、共同利用　応募・利用同意書に基づき下記の通り申請します。

記

1. 計算資源利用料　支払期日

令和 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

上記期日までに計算資源利用料を支払うこと、また計算資源利用料の支払を遅延した

場合は共同利用約款 第13条にある遅延損害金を支払うことを約束します。

1. 計算資源利用料 請求書発行願

　 つきましては、令和 ○ 年 ○○ 月 ２０ 日までに、下記の計算資源利用料に対する

請求書の発行をお願いします。

共同利用 (※利用カテゴリを選択してください)

計算資源利用料　○○口に相当する費用　　　○○○，○○○円 （税込）

以上

**支払期日申請書の記入の際の注意点：**

支払期日申請書に、ご希望の請求書発行期日と、

貴所属先の経理処理にてお支払可能な支払期日のご記入をお願いします。

**請求書発行日は毎月20日です。**

原則として申請月の翌月の20日に請求書発行となります。

20日が休日の場合は翌営業日の発行となります。

支払期日につきましては請求書発行日以降の貴機関の支払いサイトに合わせてご設定ください。例： １０月２０日迄請求、１１月２８日迄お支払い

ご設定ください。

東京科学大学情報基盤センター長 友石正彦 殿

課題責任者 所属＿＿＿＿＿＿＿＿

課題責任者 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

**「みなし輸出」管理の明確化に関する申告書**

（外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項の遵守のための特定類型該当性に関する申告書）

私は、国立大学法人東京科学大学が「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号。以下「役務通達」という。）の１（３）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、国立大学法人東京科学大学の法令遵守のため、役務通達の１（３）サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり申告いたします。

記

私が利用課題責任者を務める課題の以下の課題グループメンバーに対する特定類型該当性を確認しました。

課題グループメンバー一覧　(例 共同太郎、蔵前花子）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　上記のすべての課題グループメンバーは

　以下の①に該当します。

　以下の②に該当します。

　以下の①及び②に該当します。

　以下のいずれにも該当しません。

①　外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

（イ）　　当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

（ロ）　　当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の５０％以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の５０％以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

②　外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち

２５％以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者